

公益認定を受けた法人の監督について

<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）</p>	<p>委任・諮問・準用等</p>
<p>公益法人の監督</p>	<p>第二章 第三節 公益法人の監督</p>
<p>（報告及び検査） 第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に<u>必要な報告</u>を求め、又はその職員に、<u>当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u> 2（身分を示す証明書の携帯） 3（犯罪捜査のためのものではない） （勧告、命令等） 第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、<u>期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u> 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がな</p>	<p>（権限の委任等） 第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（中略）を委員会に委任する。 2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは、「<u>第五十条第一項に規定する合議制の機関</u>」と、「その職員」とあるのは、「その庶務をつかさどる職員」とする。 （委員会への諮問） 第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、<u>委員会に諮問しなければならない。</u>ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。 一 略</p>

く、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に  
対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定  
めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしよう  
とするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の  
有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しく  
は第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに  
当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に  
限る。） 許認可等行政機関

二 第六条第一号二又は第六号に規定する事由 警察庁長官等

三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官等

（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するとき  
は、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つた  
とき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変  
更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わない  
とき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公  
益認定を取り消すことができる。

二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は  
第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消  
し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に  
掲げる場合を除く。）

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又  
は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届  
出又は第二十二條第一項の規定による財産目録等の提出をし  
なかつたことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしよう  
とする場合

2 略

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第  
三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三  
号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政  
不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに  
対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委  
員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しな  
いものと認められたものについては、この限りでない。

一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合

二 異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公  
益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等につ  
いての異議申立てである場合

（答申の公表等）

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。
- 3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。
- 4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。
- 5 第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。
- 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(公益認定の取消し等に伴つ贈与)

第三十条 略

第四十四条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとつた措置について報告を求めることができ

(合議制の機関への諮問)

第五十一条 第四十三条(第二項を除く。)の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは、「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関(以下この条において単に「合議制の機関」という。)」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは、「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号八中「第四十六条第一項」とあるのは、「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは、「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは、「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(答申の公表等)

第五十二条 第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

都道府県のガイドライン作成状況について（平成20年6月調査時）

1. ガイドラインの策定予定

38道府県で策定予定（8自治体無回答）

2. ガイドラインの内容

国と同じ内容で作成する：29自治体

一部修正・削除も検討：5自治体

検討中：4自治体

無回答：8自治体

3. 合議制機関による審議

合議制機関の決定事項とする：24自治体

知事の決定事項とする：7自治体

検討中：6自治体

審査基準とすることを事前報告：1自治体

無回答：8自治体



府 益 準 第 3 号

平成20年4月23日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
(新公益法人制度担当課扱い)

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室長



「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の制定  
等について（通知）

本年12月から施行される新公益法人制度の運用に当たり、内閣府公益認定等委員会においては、去る4月11日に「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」を決定した。本制度の実施に関しては、地域間の均衡が強く要請されていることから、各都道府県におかれても、この点を踏まえ、制度の適正な運用が図られるよう関係事務の実施について本ガイドラインによることとされるよう要請する。内閣府においては、本ガイドラインを審査基準とすることとしている（別添参照）。

また、同時に「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定したところであり、内閣府として、公益認定を申請する法人等はこれを適用することができるとしている（別添参照）。各都道府県におかれては、本会計基準等について周知が図られるよう努められたい。

なお、この通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である。